

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との 調和に関する条例の制定について

1 条例制定の理由

前橋市の美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めるものです。

2 特別保全地区

- ・赤城山地区（景観計画に定める景観類型図の「森林地区」）
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

3 対象事業（規模）

- ・太陽光発電 事業区域の面積に関らず全て
- ・太陽光以外 発電出力が2,000kW以上のもの

4 事業の許可手続き（概要）

- ・事業者は事前に前橋市へ届出を行う必要があります。
- ・事業者は事業区域の近隣住民等への説明会を開催する必要があります。
- ・説明内容に対し、近隣住民等は事業者に対し意見の申し出ができ、事業者はそれに応じて協議する必要があります。
- ・上記説明会等が終了した後、事業者は前橋市へ事業の許可申請を行います。
- ・事業者からの申請に対し、前橋市は審議会へ意見聴取を行います。
- ・審議会からの答申を受け、前橋市は事業の許可（不許可）を決定します。

5 その他

- ・許可の取消し（不正な手段によって許可を得た場合等）
- ・土地所有者等に対する措置（災害等防止のため必要な措置の要請）

平成28年5月20日から6月20日にかけてパブリックコメントを実施し、9月定例議会に上程し、可決されました。

平成28年12月1日施行となります。